

## 調査特別チーム中間報告書の概要

### 1 調査の概要（報告書P.1）

#### （1）事実経過（報告書P.1）

水道局が、7つの浄水場の「浄水場排水処理施設運転管理作業委託」における談合の疑いで、公正取引委員会の行政調査を受けた際、同局職員が契約に係る情報を漏えいした可能性があるとの報道があった。これを受け、全庁的な観点から、関係局による「調査特別チーム」を設置し、職員の非違行為の有無について、以下のとおり集中的な調査を行った。

#### （2）水道局職員への調査（報告書P.1）

- ア 水道局関係部所長等による職員ヒアリング 170名
- イ 水道局監察部門による事情聴取 31名
- ウ 水道局浄水部関係全職員に対する記名式チェックシート 1,077名
- エ 総務局コンプライアンス推進部による特別監察 4名

#### （3）当該業務に係る調査（報告書P.6）

- 浄水場排水処理施設運転管理作業委託の主な業務は、浄水処理過程で発生する沈殿物を脱水処理する機械の運転管理を行うものである。
- 排水処理施設が停止した場合、浄水場全体の機能停止を招くため、重要な業務である。

### 2 調査により判明した事故に相当する事実（報告書P.7）

水道局職員が、平成22年度から平成25年度までの間に、複数回、受託事業者に対して、複数単価契約による翌年度の設計単価に関する情報を示した。

なお、その見返りに便宜供与を受けた事実は確認されていない。

### 3 当該委託業務の分析（報告書P.9）

#### （1）委託の経緯（報告書P.9）

平成13年度に、従来の特命随意契約から指名競争見積り合わせ方式に移行して以来、各浄水場とも、受託事業者は現在までほぼ同一（7つの浄水場を3社が受託）で現在に至っている。

#### （2）当該委託業務及び水道局における類似事例の分析（報告書P.10）

当該委託業務に関する事業者へのヒアリングや水道局における当該委託業務との類似事例の調査を実施した。

#### 4 水道局における原因分析と再発防止策（報告書P.12）

##### （1）要因・問題点・背景（報告書P.12）

###### ア 事故から直接導かれる事項

- （ア）職場環境の問題
- （イ）受託事業者側への過度の信頼
- （ウ）職員が自発的に申告する仕組みが機能せず
- （エ）より競争性を発揮するための不断の見直しが不十分

###### イ 局事業の構造的な面から推察される事項

- （ア）企業からの働きかけを受けやすく、外部からのチェックが緩い
- （イ）受託事業者と密接な調整が必要な職場環境にある
- （ウ）業務に対する新しい視点やチェック機能が入りにくい

##### （2）水道局における再発防止策（報告書P.13）

###### ア 事故から直接導かれる事項の改善策（報告書P.13）

- （ア）排水処理作業委託の抜本的見直し
- （イ）積算業務は本庁で一括することで、現場業務から分離
- （ウ）情報漏えい防止のための事業者側への対策強化
- （エ）職員の自発的な非違行為の申出を促す仕組みづくり

###### イ 局事業の構造的な面から推察される事項の改善策（報告書P.17）

- （ア）委託の設計・積算をシステム化し局内の情報管理を徹底
- （イ）委託契約情報の事後公表の拡大
- （ウ）職場内で不正を発見・防止する体制の構築
- （エ）第三者コンプライアンス委員会の設置

#### 5 都庁全体を俯瞰した視点からの分析及び取組の方向性（報告書P.20）

事故発生局である水道局の視点に加え、都庁全体を俯瞰した視点からも背景・原因の分析及び再発防止策の検討を行っていく。

#### 6 今後の予定

公正取引委員会による行政調査は継続中であるため、都としても必要に応じて調査を続け、公正取引委員会の調査結果が公表され次第、最終報告書を取りまとめ、必要な措置を講じる。